

第 5039 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2014年)平成26年 8月 5日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 職場意識改善助成金

**Q**：職場意識改善助成金の制度が新設されたようですが、どのような内容のものなのですか？

**A**：次のような内容のものです。

### 【解説】

平成26年4月に職場意識改善助成金（テレワークコース）の制度が新設され、厚生労働省のホームページでその内容が公表されています。概要は、次のとおりです。

#### (1) 目的

労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、終日在宅で就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して実施に要した費用の一部が助成されます。

#### (2) 支給対象となる事業主

次のいずれにも該当する事業主が対象になります。

- ①労働者災害補償保険の適用事業主
- ②テレワークを新規で導入する事業主
- ③労働時間等の設定の改善を目的とした終日在宅で就業するテレワークの実施に積極的に取り組む意欲があり、かつ、成果が期待できる事業主

※業種により、資本金、労働者の数による制限があります。

#### (3) 支給対象となる取り組み

テレワーク機器等購入経費、保守サポート料、クラウドサービス使用料、就業規則・労使協定等の作成・変更等

#### (4) 支給額の上限

1人当たり6万円、1企業当たり150万円

